

公立大学法人奈良県立医科大学の各年度終了時の評価に係る実施要領

奈良県地方独立行政法人評価委員会

奈良県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人奈良県立医科大学（以下「法人」という。）の各年度終了時の評価（以下「年度評価」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

1 評価方針

年度評価は、次に掲げる方針により行う。

- (1) 大学の教育研究の特性や大学運営の自主性・自律性に配慮しつつ、法人の継続的な質的向上に資する。
- (2) 中期計画に定めた項目ごとの各年度における具体的な実施状況について調査・分析し、進捗状況等の達成度を踏まえた業務全体を評価することにより、業務運営の改善、充実に資する。
- (3) 評価の過程を通じて、法人の業務達成に向けての取組、進捗状況を明確にすることにより、県民への説明責任を果たす。
- (4) 評価に関する作業が法人の過重な負担とならないように配慮する

2 評価方法

各事業年度の評価は、法人が作成する事業年度終了時の業務実績報告書（以下「業務実績報告書」という。）に基づき、当該年度における中期計画及び年度計画の進捗状況を確認するために各項目の評価（以下「項目別評価」という。）を行うとともに、法人の業務の実績全体について総合的な評価（以下「全体評価」という。）を行うことにより実施する。業務実績報告書の様式は、別に定める。

(1) 法人による自己評価

法人は、業務実績報告書において年度計画の記載事項ごとに以下の4種類によりその進行状況を示すとともに、そのように判断した理由を記載する。

- S 年度計画を上回って実施している
- A 年度計画を十分に実施している（達成度がおおむね90%以上）
- B 年度計画を十分には実施していない（達成度がおおむね60%以上90%未満）
- C 年度計画を大幅に下回っている。又は、年度計画を実施していない（達成度がおおむね60%未満）

(2) 評価委員会による評価

ア 項目別評価

業務実績報告書の検証を踏まえ、項目別に進捗状況・成果を下記の5段階で評定する。評定は、委員が各自で項目別に評価した後、委員会で検討して決定するものとする。また、各項目において、当該年度の注目される取組及び課題を列挙する。

V 中期目標・中期計画の達成に向けて特筆すべき進行状況にある

IV 中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

III 中期目標・中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる

II 中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている

I 中期目標・中期計画の達成のためには重大な改善事項がある

イ 全体評価

全体評価は、項目別評価及び法人の自己評価を踏まえつつ、法人の中期計画の進捗状況全体について、記述式により評価を行う。

その際、理事長のリーダーシップの下、機動的・戦略的な運営を目指した取り組み、県民に対する説明責任を重視した社会に開かれた運営を目指した取り組み及びそれらが機能しているかどうかや教育研究等の質の向上に向けた特色ある取り組み等について積極的に評価する。

3 年度評価の進め方

評価のスケジュールについては、原則として次のとおりとする。

- ①法人は、6月末までに業務実績報告書を評価委員会に提出する。
- ②7月及び8月に評価委員会を開催し、年度評価を検討する。
- ③9月初めに年度評価を決定する。
- ④9月末までに年度評価の結果を公表する。